

北海道告示第 10603 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 51 条第 2 項の規定による令和 3 年度狩猟免許更新適性検査及び同条第 4 項の規定による講習を次のとおり実施する。

令和 3 年（2021 年）4 月 16 日

北海道知事 鈴木 直道

1 免許の種別

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

2 狩猟免許更新適性検査及び講習の日時及び場所

※新型コロナウイルス感染症対策のため受験会場及び受検時間は（総合）振興局から指示される場合があります。

（総合）振興局	日	時	場	所
空知総合振興局	令和 3 年	6 月 13 日（日）	岩見沢市 8 条西 5 丁目	
		午前 10 時から	空知合同庁舎	
	同	7 月 3 日（土）	滝川市新町 3 丁目 6 番 44 号	
		午前 10 時から	たきかわ文化センター	
石狩振興局	同	7 月 18 日（日）	岩見沢市 8 条西 5 丁目	
		午前 10 時から	空知合同庁舎	
	同	5 月 26 日（水）	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	
		午前 9 時から	道庁別館西棟	
後志総合振興局	同	6 月 6 日（日）	江別市高砂町 6 番地	
		午前 9 時から	江別市民会館	
	同	7 月 25 日（日）	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	
		午前 9 時から	道庁別館西棟	
胆振総合振興局	同	8 月 12 日（木）	千歳市北栄町 2 丁目 2 番 11 号	
		午前 9 時から	千歳市民文化センター	
	同	6 月 10 日（木）	寿都郡黒松内町字黒松内 392-2	
		午前 10 時から	黒松内町総合町民センター	
室蘭市	同	6 月 18 日（金）	小樽市花園 5 丁目 2 番 1 号	
		午前 10 時から	小樽市公会堂	
	同	6 月 24 日（木）	余市郡余市町大川町 4 丁目 143	
		午後 1 時から	余市町中央公民館	
室蘭市	同	6 月 27 日（日）	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	
		午前 10 時から	後志合同庁舎	
	同	6 月 14 日（月）	室蘭市海岸町 1 丁目 4-1	
		午前 9 時から	むろらん広域センタービル	
苫小牧市	同	6 月 28 日（月）	苫小牧市末広町 1 丁目 15 番 7 号	
		午前 9 時から	苫小牧市労働福祉センター	
	同	7 月 18 日（日）	室蘭市東町 4 丁目 29 番 1 号	
		午前 9 時 30 分	室蘭市中小企業センター	
		から		

胆振総合振興局	令和3年	8月22日(日)	苫小牧市末広町1丁目15-7 午前9時から 苫小牧市労働福祉センター
日高振興局	同	6月13日(日)	日高郡日高町富川東6丁目3-1 午前10時から 門別総合町民センター
	同	6月27日(日)	静内郡新ひだか町静内古川町1丁目1番2号 午前10時から 新ひだか町コミュニティセンター
	同	7月29日(木)	浦河郡浦河町栄丘東通56 午前10時から 日高合同庁舎
渡島総合振興局	同	6月27日(日)	函館市美原4丁目6-16 午前9時から 渡島合同庁舎
	同	7月1日(木)	松前郡福島町福島820番地 午後1時から 福島町役場健康づくりセンター
	同	7月8日(木)	二世郡八雲町立岩359番地13 午後1時から 八雲町活性化施設ファームメイド遊落部1号館
	同	7月19日(月)	函館市美原4丁目6-16 午後1時から 渡島合同庁舎
	同	9月12日(日)	函館市美原4丁目6-16 午前9時から 渡島合同庁舎
檜山振興局	同	7月11日(日)	檜山郡江差町字陣屋町336-3 午後1時から 檜山合同庁舎
	同	7月18日(日)	久遠郡せたな町北檜山区徳島8-1 午後1時から せたな町民ふれあいプラザ
上川総合振興局	同	7月4日(日)	旭川市永山6条19丁目1-1 午前10時から 上川合同庁舎
	同	7月31日(土)	旭川市永山6条19丁目1-1 午後1時から 上川合同庁舎
	同	8月5日(木)	名寄市東1条南7丁目1番地10 午後1時から 駅前交流プラザ「よろーな」
	同	8月19日(木)	富良野市弥生町1-1 午後1時から 富良野市役所
留萌振興局	同	6月12日(土)	天塩郡天塩町海岸通5丁目 午前11時30分から 天塩町社会福祉会館
	同	6月20日(日)	苫前郡羽幌町南6条2丁目 午前10時30分から 羽幌町立中央公民館
	同	7月18日(日)	留萌市住之江町2丁目1-2 午前10時から 留萌合同庁舎

宗谷総合振興局	令和3年	5月30日(日)	稚内市末広4丁目2番27号 午前9時から	宗谷合同庁舎
	同	6月13日(日)	午前9時から	枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔 浜頓別町クッチャロ湖水鳥観察館
	同	6月27日(日)	午前9時から	枝幸郡枝幸町本町 枝幸町中央コミュニティセンター
	同	7月11日(日)	午前9時30分 から	天塩郡豊富町東1条6丁目 豊富町定住支援センター「ふらつ と★きた」
	同	7月11日(日)	午後2時から	天塩郡幌延町宮園町1番地の3 幌延町生涯学習センター
	同	8月27日(金)	午前9時から	稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎
オホーツク総合振興局	同	6月6日(日)	午後1時から	紋別市幸町3丁目1番8号 紋別市文化会館
	同	6月19日(土)	午後1時から	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎
	同	7月11日(日)	午後1時から	北見市端野町二区471番地11 端野町公民館
	同	7月18日(日)	午後1時から	紋別市幸町3丁目1番8号 紋別市文化会館
	同	8月21日(土)	午後1時から	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎
	同	8月29日(日)	午後1時から	北見市端野町二区471番地11 端野町公民館
十勝総合振興局	同	6月13日(日)	午前9時から	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎
	同	6月17日(木)	午後1時から	広尾郡大樹町双葉町6番地1 大樹町生涯学習センターオークホ ール
	同	6月22日(火)	午前9時から	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎
	同	7月7日(水)	午後1時から	上川郡清水町本通1丁目 ハーモニープラザ
	同	7月14日(水)	午後1時から	足寄郡足寄町南1条5丁目3番地 足寄町町民センター
	同	7月28日(水)	午後1時から	中川郡池田町利別東町12番地11 池田町西部地域コミュニティセン ター
	同	8月1日(日)	午前9時から	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎

釧路総合振興局	令和3年	6月19日(土) 午後1時から	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター (まなぼっと)
	同	6月30日(水) 午後1時30分 から	川上郡弟子屈町中央2丁目3番2号 弟子屈町公民館
	同	7月13日(火) 午後1時30分 から	白糠郡白糠町東3条南1丁目1番地18 白糠町社会福祉センター
	同	7月21日(水) 午後1時30分 から	川上郡標茶町旭2丁目6-1 標茶町コンベンションホールういず
	同	8月12日(木) 午後1時30分 から	厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 厚岸町役場
	同	8月24日(火) 午後1時から	釧路市幣舞町4番28号 釧路市生涯学習センター (まなぼっと)
根室振興局	同	6月6日(日) 午後1時から	標津郡中標津町東2条南3丁目1-1 中標津町総合文化会館しるべっと
	同	6月12日(土) 午後1時から	野付郡別海町別海旭町67-1 別海町交流館ぷらと
	同	6月13日(日) 午後1時から	根室市常盤町3-28 根室合同庁舎

3 講 習

新型コロナウイルス感染症対策のため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第61条第1項の規定に基づく3時間以上の講習については、受検時に配布する資料による自宅学習及びチェックシートの提出をもって代替することも可能とする。

4 受検資格

北海道内に住所を有する者（北海道内に住民登録をしている者）であって、令和3年（2021年）9月14日までに狩猟免許の有効期間が満了する者

なお、狩猟免許の種類及び有効期間が満了する日の異なる二以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあつては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができる。

5 申請に必要な書類

- | | |
|---|-----|
| (1) 狩猟免許更新申請書 | 1 通 |
| (2) 医師の診断書（法第40条第2号から第4号までに該当するか否かの診断書） | |

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、診断書に代えて当該許可証の写し。

1 通

(3) 顔写真（免許申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦 3.0 センチメートル及び横 2.4 センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

1 葉

(4) 受検票を送付するための返信用封筒（表面に申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形封筒に、普通郵便での返信を希望する場合は郵便切手 84 円分を、速達郵便での返信を希望する場合は郵便切手 374 円分を貼付すること。）

6 狩猟免許更新申請書等の受付期間等及び提出先

(1) 受付締切 適性検査及び講習の日の 1 週間前まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 受付期間 受付締切日の 1 か月前から締切日までの 1 か月間

(3) 提出先 受検を希望する場所を所管する各総合振興局又は各振興局の保健環境部
環境生活課

7 狩猟免許更新申請手数料等

2,900 円に相当する額面の北海道収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼付すること。

8 受検票の交付

狩猟免許更新申請書を受理した時は、受検票を送付する。

9 その他

狩猟免許更新申請書の用紙は、各総合振興局又は各振興局の保健環境部環境生活課へ請求すること（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で請求する場合は、その封筒の表面左側に「狩猟免許更新申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒を同封すること。）。